

松江市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成25年3月19日付け松江市監査委員告示第2号で公表した定期監査（一般会計・特別会計）の結果に基づき、松江市長及び松江市教育委員会教育長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成 25年 5月 17日

松江市監査委員 小松原 操  
松江市監査委員 児玉 泰州

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>(1) 補助金等の事務処理について</p> <p>補助金等交付申請書の添付書類が精査されていないなど、補助事業等実績報告書、補助金等確定通知書、補助金等変更交付申請書について、手続きに不適切な事務処理がされていたものがあり、また、契約事務において財務会計上の不備があったので、チェック体制を見直し、適切な事務処理を行われたい。</p> <p>（人権施策推進課、防災安全課、松江歴史館、管理課、農林基盤整備課（旧農林課））</p>	<p>(1)-1 補助事業等実績報告書等を事業終了後速やかに提出するよう当該団体に指導し、その他の事務処理についても、松江市補助金等交付規則に沿い、適正に実施することとした。</p> <p>（人権施策推進課）</p> <p>(1)-2 該当補助金について、松江市補助金等交付規則に沿った適切な事務処理を行うこととした。</p> <p>（防災安全課）</p> <p>(1)-3 契約等事務の実施については「平成25年度松江歴史館の運営方針・目標」における重要課題として、『迅速・適切・的確な事務・事業の処理・運営』を設定し、事務担当間での相互チェック及び事務局長・事務局次長によるチェックを強化することとしました。</p> <p>（松江歴史館）</p> <p>(1)-4 補助事業等実績報告書について未提出となっていたため、今後提出を徹底するよう、添付資料を含め補助金交付対象者と手続きについて確認した。あわせて、補助金等確定通知書についても交付漏れがないよう確認を行い、松江市補助金等交付規則に従い、適正な事務処理を行うことと</p>

<p>(2) イベント事業の検証について</p> <p>各課が実施するイベント事業については、その目的を明確にし、参加者数、経済波及効果等の分析を行い、具体的な数値目標を設定し、その達成度や時間コストの観点から、市民・行政・関係団体が共通の認識をもって検証や議論を行うことにより、一層効率的かつ効果的に実施される仕組みを構築されたい。</p> <p>(行政改革推進課)</p> <p>(3) 食育と地元食材供給について</p> <p>学校給食においては、食育の一環として、地元食材の使用率アップに取り組んでいるが、量の確保という問題がある。学校給食における地産地消への取組みにとどまらず、生産者の育成をはじめとした、農水産業振興の視点も持って、教育委員会及び産業経済部で緊密に連携して議論・検討されたい。</p> <p>(農政課 (旧農林課)、学校給食課)</p>	<p>した。</p> <p>(管理課)</p> <p>(1)-5 補助金等の書類審査については、担当者以外に、副担当、係長の複数でチェックを行うこととし、規則、要綱等に従った適切な事務が確実に行えるよう体制をとることとした。</p> <p>(農林基盤整備課)</p> <p>(2)今年度から、「松江だんだん夏踊り」などイベント本来の目的が観光誘客ではなく市民参加型のイベントについては、市民活動団体とのつながりが深く、市民協働の担当部署が担当する方がより効率的でかつイベントの活性化が期待できると判断したことから、イベント2事業、補助金1事業を観光振興部から市民部へ移管したところである。</p> <p>イベントの目的を達成するためには、イベントの実績を数値で把握し、費用対効果の測定を行うなどにより、その成果を評価して結果を公表し、要否を含めてフィードバックすることで、より効率的・効果的な仕組みに見直していかなければならない。</p> <p>そのためには、今後、イベントを実施するにあたっては、実施目的に即した数値目標を定めて、事業の評価を行えるよう取り組んでいく。</p> <p>(3)-1 学校給食における地元食材供給への取り組みについては、市内産の野菜について JA くにびきとの間で契約栽培を行い、地元食材のうち約69%を提供しています。</p> <p>しかしながら、安定的に一定の量を確保することと規格が障害となり、地元食材の使用率が伸び悩んでいるのが実情です。</p> <p>今後は、農産物等の規格の見直し、学校給食受託事業者との調整を行い、地産地消食材の購入費用の増額を含め検討を行い、多くの地元食材が供給できるよう産業経済部と教育委員会が連携を図ってまいりたいと考えています。</p> <p>さらに、学校給食にとどまらず、旅館やホテル、</p>
---	--

公共施設等への地元食材の供給についても検討を行い、地産地消の推進に取り組んでまいりたいと考えています。

(農政課)

(3)-2 学校給食において安全、安心で生産者の顔の見える地場産野菜の積極的な導入を図る一つの手段として、くにびき農業協同組合との契約栽培を取り入れ、地域農業の振興に寄与するとともに、農業体験と交流給食の実施、地域の食材の利用を通して、食育の推進を図っています。

今後は、教育委員会と産業経済部が連携を強め、食材購入価格の見直しも視野に、契約栽培による地元食材の使用量を増やしていきます。併せて、契約栽培以外の物資選定においても、地元食材を優先的に活用するよう努めていますが、さらに拡大していきます。

(学校給食課)